

芳賀台地土地改良区転用決済金の管理運用規程

(適 用)

第1条 地区除外等処理規程（以下「処理規程」という。）第6条の規定により決済された決済金の管理運用はこの規程の定めるところによる。

(管 理)

第2条 決済金は、特別会計で経理し、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

(処 分)

第3条 決済金は、処理規程第6条で定める別記基準「決済金算定基準」に定めた決済の範囲以外のものには支出してはならない。

(繰替運用)

第4条 理事長は、財政上特別の必要があるときは、確実な繰戻しの方法、金額、期間を定め総代会の承認を経て一般会計収入支出予算に繰り替えて運用することができる。

(委 任)

第5条 この規程に定めるものを除くほか、決済金の管理に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年3月26日から施行する。